

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 Q&A

| NO | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 傷病手当金を支給する目的はなにか。 | 被用者が新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染疑いがある場合に会社等を休みやすい環境を整備し、拡大抑制を図ることを目的に実施します。 |
| 2 | 支給対象となる「被用者」とはなにか。 | 会社等に勤めていて給与の支払いを受けている方です。 そのため、事業主の方は支給対象外となります。 |
| 3 | 発熱等の症状があり、一定期間自宅療養してから医療機関を受診したが、結果は陰性であった。この場合は支給対象となるのか。 | 感染の疑いがあり労務に服することができず、結果として陰性であったということであるため、支給対象となります。 ただし、検査の結果、新型コロナウイルス感染症ではなかったが他の疾病が発覚し、それが原因で労務に服することができなくなる場合は、新型コロナウイルス感染症が陰性と分かった後の期間については支給対象になりません。 |
| 4 | 発熱等の症状があり感染の疑いがあったため自宅療養したが、医療機関を受診することなく回復したため、労務に復帰した。この場合、自宅療養の期間は支給対象になるのか。 | 病院を受診しなかった場合でも、事業主の証明(申請書2面の事業主記入欄及び申請書3面)があれば支給対象になります。 ただし、長期間自宅療養し、医療機関を受診していない場合は、詳細について本人及び事業主の方に確認させていただく場合があります。 |
| 5 | 発熱等の症状が無かった場合でも、濃厚接触者として会社を休んだ場合や事業主から自宅待機要請があり仕事を休んだ場合などは支給対象となるのか。 | 被保険者本人の疾病に対して支給するものであるため、対象になりません。 |
| 6 | 労務に服することができなくなった期間について、給与を受け取っていた場合でも支給対象になるのか。 | 給与等を受け取っている場合(受け取る予定含む)は、支給対象になりません。 ただし、給与の一部のみを受け取っており、その金額が傷病手当金にて支給される金額より低い場合は、差額を支給します。 |
| 7 | 事業主の証明が得られない場合は支給対象となるか。 | 事業主の証明が得られない場合、支給額が算定できないため支給対象にはなりません。 |
| 8 | 申請にあたり、申請書の「4面(医療機関記入用)」の記載は必須なのか。 | 「4面(医療機関記入用)」は、医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症に感染したと診断された場合(陽性)のみ、医療機関にて記載してもらう必要があります。 検査の結果陰性だった場合や医療機関を受診せず自宅療養したなどの場合は、申請書の1面～3面のみをご提出ください。 |
| 9 | 申請書の「4面(医療機関記入用)」を医療機関に記入してもらった際に、文書料を支払ったが、この文書料も支給対象となるのか。 | 文書料は支給対象ではありません。 |

| | | |
|----|--|--|
| 10 | 支給額算出に用いる給与収入には賞与(ボーナス)なども含まれるのか。 | 「給与収入」には賞与(ボーナス)は含まれません。 |
| 11 | 新型コロナウイルス感染症に感染し、症状が重篤なため長期間入院した場合、入院中に家族等の代理の者が途中分までの申請をすることは可能か。 | 入院継続中であり、労務に服することができない期間の途中であっても代理申請することは可能です。ただし、申請は月単位で区切り、申請書はその都度ご提出が必要です。 |
| 12 | ダブルワークなどで、複数の事業主から給与を受けている場合でも申請可能か。 | 複数の事業主から給与を受けている場合でも申請可能です。ただし、それぞれの事業主から証明を受けることが必要であるため、申請書2面事業主記入欄及び申請書3面はそれぞれの事業主に記入していただく必要があります。 |